

廃棄物等受入管理システム構築業務調達仕様書

令和4年4月

一般財団法人広島県環境保全公社

目 次

1 システム調達の概要

- 1.1 業務名
- 1.2 システム構築の目的
- 1.3 パッケージソフトウェア及びクラウドの活用

2 業務の概要

- 2.1 対象システム
- 2.2 範囲
- 2.3 作業フェーズ

3 機能要件

- 3.1 業務一覧
- 3.2 新システムの機能の詳細

4 非機能要件

- 4.1 情報システム稼働環境要件
- 4.2 開発要件
- 4.3 移行, 教育, 導入
- 4.4 納品物, 成果物
- 4.5 システム利用部署
- 4.6 データ容量
- 4.7 品質性能要件
- 4.8 情報セキュリティ要件

5 システム保守提案依頼

- 5.1 保守委託の目的
- 5.2 委託する業務

6 費用見積

- 6.1 システム構築費用見積

1 システム調達の概要

1.1 業務名

広島県環境保全公社廃棄物等受入管理システム構築業務

1.2 システム構築の目的

当社は、箕島処分場及び出島処分場の2つの廃棄物等の埋立処分場を運営している。廃棄物の受入に当たっては、2つの処分場で別々の受入管理システムを使用しているが、構築後年数が経過し、ハード機器等の更新時期を迎え、操作等にも課題を抱えていることから、次の事項に留意して、1つのシステムとして全面的に更新する。

- ・ 初心者が簡単に操作でき入力ミスの発生を減らすことができること
- ・ 法令や処分料金の変更等、将来想定される変化に柔軟に対応できること
- ・ システムが簡潔で、運用が容易であること

1.3 パッケージソフトウェア及びクラウドの活用

既製のパッケージソフトウェアを活用したソフトウェア及びクラウド方式によるサービスの提供とすることによって、汎用性や保守の容易性等を確保するものとする。

2 業務の概要

2.1 対象システム

本社、箕島管理事務所及び出島管理事務所にて、それぞれ稼働する廃棄物等受入管理システム

2.2 範囲

処分依頼～廃棄物受入～請求処理（詳細は業務一覧参照）に係るシステム構築

2.3 作業フェーズ

要件定義～設計～開発～教育・導入

3 機能要件

3.1 業務一覧

処分依頼から廃棄物の受入、帳票確認、請求処理へと続く業務である。

	業務	概要
1	処分依頼 (新規, 変更, 継続)	排出業者から提出される処分依頼書を承諾, 処分依頼書の内容変更 又は毎年提出の継続の処分依頼書を承諾する業務

2	廃棄物受入 (受付)	排出事業場から処分場に搬入された廃棄物を受入する際に受付する業務
3	廃棄物受入 (検査)	搬入された廃棄物の目視検査や展開検査に係る業務、また、搬入された廃棄物が受入基準に適合しているか抜き打ちで廃棄物を採取し確認（抜取検査）する業務
4	帳票確認	受入終了後の日次、月次の廃棄物の搬入状況などを帳票で出力し確認する業務
5	請求処理	排出業者に対して毎月処分料金を請求して徴収する業務
6	緊急時連絡	排出業者に緊急で処分場の受入中止などを知らせる業務

3.2 新システムの機能の詳細

別紙「機能要件一覧」のとおり

4 非機能要件

4.1 情報システム稼働環境要件

ア システム構成等

① 対象範囲

- ・クラウドシステムに接続するための要件を提示すること。
- ・クライアント PC の推奨スペックを提示すること。
- ・PC、プリンタなどのハードウェアは見積対象外とするが、必要な機器、推奨機器がある場合は提示すること

② サーバ

- ・障害発生時に可能な限り業務に支障を与えないような構成になっていることを明示すること。

③ プリンタ

- ・各部署にネットワーク対応複合機が設置されているため、オンライン処理においてはこのプリンタを利用すること。
- ・専用伝票出力用のプリンタを設置する必要がある場合は、構成に加えること

④ 業務アプリケーションソフト

- ・業務アプリケーションソフト（排出事業者との処分契約、受入、料金算定、請求、入金管理の一連の業務を網羅した開発済みのソフトウェア）を提示し、その選定理由について、提示すること。

イ クラウド・データセンター要件

- ① 立地仕様
 - ・設置場所が国内であること。
 - ・地震による被害の恐れが少ない地域であること。(文献で指摘された活断層直近にないこと、及び過去に液状化被害を受けた地域でないこと。)
 - ・国土交通省が公開している洪水危険氾濫地域図で指定された場所でないこと。
 - ・津波、高潮、集中豪雨等による出水の危険性を指摘されていない地域であること。
 - ・半径 100m 以内に消防法における指定数量以上の危険物製造施設や高圧ガス製造施設がないこと。
- ② 建屋仕様
 - ・震度 6 強まで耐えうる堅牢な耐震構造であること。
 - ・免震床による機器の転倒・移動防止措置がとられていること。
 - ・建築基準法や消防法等の関連法規を満たしていること。
- ③ 停電対策
 - ・停電時にシステムを運用するために十分な電源容量を持つ非常用自家発電装置を備えていること。
 - ・停電時に自家発電装置が安定的に起動するまでの間、瞬断することなくシステムに十分な電力供給が可能な無停電電源装置を設置していること。
 - ・自家発電装置の燃料容量は 30 時間継続運転が可能であること。
 - ・落雷等による過電流に対してサーバ等の機器を保護するための措置がされていること。
- ④ 機器設置室仕様
 - ・建築基準法に基づく独立した防火区画であること。
 - ・常時、温度 18～27℃、湿度 60%以下を保つことができる空調設備を整えていること。
 - ・全ての入退室情報が記録され、一定期間保管可能であること。
 - ・火災、水害、落雷等の影響を受けにくくする設備を備えていること。
 - ・2 階以上で、建物外に接する窓がない部屋であること。
 - ・機器や記録媒体に影響を与えない消火薬剤や消防用設備等を備えていること。
 - ・床耐荷重は 1,000kg/m²以上であること。
 - ・保守に必要な空間が確保されていること。

4.2 開発要件

ア 開発体制

- ・作業スケジュールを確実に遵守し、システムの品質が担保するため、十分な体制を整えるとともに、各担当者の役割及び責任を明確にすること。
- ・プロジェクト管理及び品質管理は、必要な能力を有する技術者を配置すること。

イ 開発スケジュール

- ・令和 5 年 10 月から確実に本稼働できるよう、十分な時間的余裕を持って対応すること。

ウ 開発環境

- ・システム開発の作業場所は、原則として受託者にて確保すること。ただし、受入テスト以降は当社内での作業場所確保について協議する。
- ・システム開発用機器及び使用材料は、原則として受託者にて準備すること。ただし、受入テスト以降は当社が承認した範囲で、本番用機器等の利用を認めるものとする。
- ・システム開発において、貸与を希望する資料等があれば申し出ること。

エ 開発時の情報セキュリティ対策

- ・本業務に携わる者は、個人情報等の管理を適正かつ厳格に行うこと。
- ・本業務に携わる者は、事業の遂行を通じて知り得た情報を漏らしてはならないこと。また、本契約の終了後及びその職を退いた後も同様とすること。
- ・一般財団法人広島県環境保全公社情報セキュリティ要綱（平成25年4月1日改正）を遵守すること。

オ 受入テスト方法

- ・当社が実施する受入テストを支援すること。
- ・受入テスト実施時にはテスト環境を用意すること。

カ 開発管理

① 基本要件

- ・契約締結から2週間以内に、作業項目と役割分担、工数、納入物作成・レビュー・納入スケジュール、品質管理目標・手法、進捗管理手法、開発体制（業務実施責任者・従事者名簿を含む）・開発場所、マスタースケジュール等を取りまとめ、開発計画書として提出すること。
- ・開発管理に当たっては、定量的な評価手法を活用すること。
- ・システムと連携する他の情報システム等との接続にあたっては、各情報システム等の設置・管理者と十分協議・調整を行うこと。

② 会議体運営

- ・開発プロジェクトを遅滞なく進行させるため、毎月1回以上の進捗管理会議を開催すること。
- ・進捗管理会議において受託者は、詳細スケジュール表へ進捗の反映、課題管理表等を提出し、当社に説明すること。
- ・会議記録は受託者が作成し、2営業日以内に当社に提出すること。その後約1週間以内に当社の承認を得ること。
- ・会議は、リモート又は出張等の効果的な手法により実施すること。
- ・その他、成果物レビュー会など開発管理に必要な会議体を設定し、運営すること。

③ 品質管理

- ・開発テスト開始に先立ち、当社にテスト計画書を作成し、提出すること。
- ・テストケース数やバグ摘出数等の品質管理目標を設定し、定量的な品質管理を行い、経

過を当公社に報告すること。

- ・品質管理の具体的な手法や技法について、別途協議の上、決定する。

4.3 移行, 教育, 導入

ア 移行要件

- ・役割分担を明確にして移行を支援すること。

イ 教育要件

- ・導入教育は、操作教育のみではなく、新業務における運用を考慮した教育内容とすること。
- ・導入教育は、システム初心者が理解可能な教育内容とすること。
- ・研修計画の実施について提示すること。
- ・教育体制について、受託者の役割を明確化すること。
- ・教育対象者を提示すること。

ウ 稼働後フォローと運用支援

- ・本システムの運用開始に際して、当初設定データの確認及び各機能等の正常な運用が確認できるまでの間（1.5 ヶ月程度を想定）は、当公社からの問合せや障害対応に関して即座の対応ができるように、適切な支援態勢を整えて立ち上げ支援を行うこと。

エ 顧客データコンバート

- ・顧客データの基本情報（名称、住所、電話番号等）は、本稼働までに、当公社がデータで用意し、受託者においてコンバートすること。

4.4 納品物, 成果物

ア フェーズごとの納品物・成果物

フェーズ	成果物	内容
要件定義	要件定義書	プロジェクトの目的・範囲・体制，新業務フロー，保守体制，詳細スケジュール等載
システム開発	システム設計書	画面設計書等
	プログラム	プログラムソース・実行ファイル
システム運用	マニュアル	操作マニュアル

イ 納品物・成果物の検査

① 検査方法

- ・納品物・成果物の納入は、当公社の事前レビューによる承認を受けて、納入すること。
前記納入物の検査の結果、不適合の場合は再納入とする。

② 納入条件

- ・業務の実施に伴い発生する廃棄物等の処分については、受託者の責任において行うこと。

- ・本仕様書に明記していない事項で本業務の実施に必要と認められる事項については、当
 公社担当職員に報告すること。
- ・納入方法については、当公社と協議すること。

ウ 著作権及びライセンス契約等

- ・本システムの稼働に必要なソフトウェアのライセンス（使用权）取得にかかる費用は、す
 べて本業務に含まれるものとする。
- ・受託者は、すべてのライセンス契約について、当公社に代わり必要な登録作業を行うこ
 と。
- ・クラウド方式等によるシステムの調達は、サービスの利用が第三者の特許権、著作権等
 の知的財産権を侵害していた場合は、直ちにその旨を当公社に報告し、受託者の責任に
 おいて紛争を解決すること。

エ 保証要件

①瑕疵担保責任

- ・納品されたソフトウェアに係る瑕疵担保責任期間は検収後1年間とし、その間に発見さ
 れた瑕疵については速やかに修復すること。

4.5 システム利用部署

新システムの利用部署及び同時アクセス数に対応できるようにすること。

利用部署名	目的	同時アクセス数
総務課	請求処理を実施	2
業務企画課	廃棄物の処分委託に関することを実施	2
箕島管理事務所	箕島事務所における廃棄物の搬入管理を実施	3
出島管理事務所	出島事務所における廃棄物の搬入管理を実施	3
計		10

4.6 データ容量

システムの利用データ量は、これを参考に将来の拡張にも対応できるようにすること。

データの種類	出島	箕島
排出業者数	年間 150 社	年間 250 社
排出事業場数	年間 150 件	年間 250 件
運搬業者数	年間 50 社	年間 200 社
運搬車数	年間 350 輛	年間 600 輛
搬入受入数	月間 1,500 件	月間 450 件
電子マニフェスト数	月間 1,000 件	月間 150 件
抜取検査数	年間 100 件	年間 100 件

4.7 品質性能要件

ア 安定稼働要件

- ・廃棄物の受入時間において、安定的に稼働し、耐障害性の高い構成とするとともに、障害発生時の問題判別や回復が容易なシステムとすること。また、回線障害等でシステムが使用できなくなったとき、業務が継続して実施できる方法を示すこと。

イ 操作要件

- ・パソコンの習熟度がさまざまな関係職員が利用するシステムとして、操作性の統一、操作の容易さなどユーザビリティを確保したものとすること。

ウ 長寿命要件

- ・陳腐化の可能性が低い技術、及び、安定したサポートが受けられる製品を採用することで、長期にわたって利用できるシステムとすること。

エ 拡張要件

- ・将来的な利用増に対する機器増設、負荷分散等が可能なシステム構成上の拡張性と柔軟性を確保すること。
- ・機能の追加や変更が容易なシステム構造とすること。
- ・新規の業務システムとの連携については、最小の費用で対応できるような拡張性を確保すること。

オ 性能要件

- ・本システムにおけるサーバ機器等については、「4.6 データ容量」であげたデータ量を蓄積、処理するために必要十分なディスク容量、CPU性能、メモリ容量、処理能力等を持ち、業務が支障なく円滑に行えるよう十分な性能を有すること。
- ・業務処理に要する処理時間、応答時間については、最大3秒以内で行えること。

カ 信頼性・安全性要件

- ・取扱う情報や業務内容等を考慮し、信頼性、安全性の高いシステムを整備すること。
- ・障害発生時におけるデータ保護対策を講じるとともに、障害発生時の迂回処理や速やかな障害回復など、運用管理の安全性と容易性が考慮されたシステムであること。
- ・サーバ等重要度の高い機器においては、ディスク装置、電源、ファンなどシステム内の主要な装置の冗長化を行い、安定的、継続的にシステムを運用できること。
- ・障害が発生した場合、短時間で確実に復旧できるよう対策が講じられていること。
- ・各サーバ内の各種ファイル及びデータベースは、一定のスケジュールに沿って、自動的にバックアップ処理が行えること。また、業務サーバは、データの世代管理が自動で行えること。
- ・バックアップ処理の実行処理結果について把握できること。
- ・地震や火災などによる災害を想定し、データの消失防止対策やサービス復旧手順の作成等、必要な災害対策の処置を行うこと。特に地震発生時には、機器の転倒、LANや電源コードなどの配線の切断等が起こらないように対策を施すこと。

4.8 情報セキュリティ要件

ア 基本要件

- ・情報セキュリティ上、問題発生の恐れのある機器及びソフトウェア等を使用しないこと。
- ・既知のセキュリティホールやバグ等については、すべて対策を講じること。
- ・情報セキュリティポリシーに基づいて、受託者が実施する具体的な対策の手順を定めた次のような「実施手順書」を協議して策定すること。
 - ✓ 守秘義務の履行方法
 - ✓ 個人情報保護の徹底方法
 - ✓ 貸与する資料等の管理方法
 - ✓ データを外部に持ち出す場合の手順
- ・コンピュータウイルス対策等、適切な不正プログラム対策を講じること。
- ・不正アクセス対策として、ユーザー認証等、適切な不正アクセス対策を講じること。また、ファイアウォールの設置等により外部からのアクセスを適切に制御すること。

イ 詳細要件

- ・ネットワーク内部・外部からの不正な侵入に対して、十分なセキュリティ対策を講じ、データや個人情報の保護が確保された安全性の高いシステムであること。
- ・盗聴、漏洩、改ざん、なりすましなどを防ぐ対策を講じること。
- ・利用者の ID、パスワードの入力やメールアドレスの登録、インターネットを介したシステムとの情報のやり取りについては、必要とされる暗号化処理を行い、漏洩しないようにすること。
- ・アクセス履歴（ログ）の管理、保存を行い、不正なアクセスの発見、確認が容易に行えるシステムであること。
- ・ログ情報の保存については、電源断の場合も格納したログ情報が消失しないようにすること。
- ・ログ情報は、Web ブラウザ等から容易に参照できるとともに、ログ解析を行い表示できること。
- ・サーバ等の機器に対して、コンピュータウイルスの侵入、感染に対する対策（ウイルス駆除ソフトの導入等）を講じること。
- ・本システムで扱う情報については、本来業務以外の用途で利用されることのないよう厳重にアクセス権限の管理が行えること。
- ・本システムの利用権限に関しては、ユーザーのレベルが設定でき、そのレベルごとにシステム機能の利用権限付与が可能なこと。

5 システム保守提案依頼

5.1 保守委託の目的

- ・専門家による安定的・効率的・安全で、高品質なシステム運用の実施
- ・社内にシステム専任者が不在
- ・高品質なヘルプデスク機能の実現

5.2 委託する業務

- ・システム保守と、それに伴うヘルプデスク機能

6 費用見積

6.1 システム構築費用見積

①初期投資額総額と初期投資額内訳

- ・製品費用（パッケージソフトウェア購入費用）
- ・カスタマイズ費用
- ・オプション費用
- ・作業フェーズごとの工数及び費用を可能な限り細かい単位で提示すること。月額の場合は月額表記すること。

②システム保守委託費用見積

- ・保守委託費用（5年間の運用を前提とする）
- ・月額費用総額及び月額費用内訳

機能要件一覧

No	区分	機能名	機能詳細
1-1	処分依頼	排出事業者情報の登録・変更	処分依頼書に記載の排出事業者情報を登録・変更が行えること(排出事業者名、住所、電話番号、支払い方法等)
1-2	処分依頼	排出事業場の番号管理	排出事業場単位に一意の番号にて管理ができること
1-3	処分依頼	排出事業者と事業場情報の紐づけ	排出事業者情報と排出事業場情報を紐付けすることができること
1-4	処分依頼	排出事業場情報の登録・変更	排出事業場単位に排出する搬入廃棄物情報(種類)を登録・変更できること
1-5	処分依頼	運搬事業者(自社・登録)の登録・変更	排出事業場単位で複数の運搬事業者(自社・委託業者)を登録・変更できること
1-6	処分依頼	運搬事業者(運搬車情報)の登録・変更	排出事業場単位で複数の運搬車情報(運搬車登録番号・最大積載量・車両重量・車両総重量)が登録・変更できること
1-7	処分依頼	搬入ルート登録・変更	排出事業場単位で搬入ルートが登録・変更できること (指定の搬入ルートがある。)
1-8	処分依頼	市町村名・コードの入力	排出事業場の所在する市町村名、コードを登録・変更できること
1-9	処分依頼	車両の複数排出事業者への登録・変更	同一車両番号に対し、複数の排出事業場の登録・変更ができること
2-1	廃棄物受入 (受付)	搬入申込書の登録・変更	排出事業場毎に毎日1台目の車両が受付で提出する搬入申込情報を、受付担当者が登録・変更できること
2-2	廃棄物受入 (受付)	搬入回数の表示	搬入申込書の内容を登録後、総搬入予定回数と、残りの予定回数を表示することができること
2-3	廃棄物受入 (受付)	事業者情報の入力	搬入カードの事業場番号をバーコードリーダーで読み取り、システムに入力できること、又はシステムに手入力できること
2-4	廃棄物受入 (受付)	事業者情報の特定	受入時に車番、又は搬入カードにより、排出事業者・運搬事業者特定ができること
2-5	廃棄物受入 (受付)	車番読取	カメラなどを利用して車番を読み取り、システムに自動的に連携できること、又は、車両番号を入力できること
2-6	廃棄物受入 (受付)	搬入廃棄物情報の入力	受入時に搬入廃棄物情報の入力を行えること。(当日複数回目の受入の場合は前回はデフォルト表示できること)
2-7	廃棄物受入 (受付)	マニフェスト番号入力	マニフェスト記載のマニフェスト番号をバーコードを読み込み(手入力も可)、受入情報と紐付けできること

2-8	廃棄物受入 (受付)	搬入車両の計量	トラックスケールと連動し、計量した結果がシステムに自動連係されること
2-9	廃棄物受入 (受付)	計量結果の入力	トラックスケールの計量結果を手入力できること
2-10	廃棄物受入 (受付)	計量方法	計量は、1回計量・2回計量のいずれもできること、なお、2回計量は、その表示が出ること
2-11	廃棄物受入 (受付)	過積載の表示	受付にて、搬入車両の積載重量を計測したとき、過積載の場合は、その表示が出ること
2-12	廃棄物受入 (受付)	荷降場所と荷姿の入力	受入時に、廃棄物を荷降ろす場所(受入施設、台船Ⅰ、Ⅱ)、荷姿(バラ、フレコン)を入力できること。
2-13	廃棄物受入 (受付)	搬入車両情報の表示	受付で、処分場(受入施設)へ連絡する搬入車両の情報をスマートフォンやタブレット、又は別画面で表示できること
2-14	廃棄物受入 (受付)	本日搬入予定の表示	受付で、本日の全体の搬入予定の一覧がタブレット、別画面で一覧表示できること
2-15	廃棄物受入 (受付)	抜取検査対象の保留	抜取検査対象のものは当日受入確定させず、抜取検査により受入可能になった場合のみ受け入れを登録できること
2-16	廃棄物受入 (受付)	最終予定搬入時の表示	最終予定回数の車両が搬入した際、その旨の表示がされること
2-17	廃棄物受入 (受付)	受入書発行	搬入当日の排出事業場毎の最終車両に、総受入量、受入車両番号などを一覧化した受入書を出力できること
3-1	廃棄物受入 (検査)	処分場(受入施設)での搬入車両情報の表示	処分場(受入施設)で、計量後の搬入車両の情報(車両番号、廃棄物種類)が表示モニターなどで確認できること
3-2	廃棄物受入 (検査)	処分場(受入施設)で検査結果の入力	処分場(受入施設)で、目視・簡易・展開検査の結果(○・×)をスマートフォンやタブレットなどに入力できること
3-3	廃棄物受入 (検査)	本日搬入予定の表示	処分場で、本日搬入予定の一覧がタブレットで一覧表示できること
3-4	廃棄物受入 (検査)	抜取検査の結果確定後の処理	抜取検査結果(合格・不合格)を登録でき、不合格の場合は、受入量をマイナス処理できること
4-1	電子マニフェスト管理	JWNETとの連携	JWNETのサイトの該当マニフェストNo分を受入情報にもとづき、受入・処分登録を自動更新できること(EDI方式のシステムと適切に連携できる方法)
4-2	電子マニフェスト管理	処分終了年月日等の自動入力	その日の搬入終了後に、電子マニフェストの処分終了年月日、最終処分年終了月日がまとめて入力されること
5	緊急時連絡	緊急時の連絡	天候の異常等で処分場の受入を中止する場合、事前に、排出事業者に対し、メール等で緊急に連絡できること

6-1	帳表出力	排出事業者、受入状況の情報のCSV出力	提出された処分依頼書の排出事業者情報や、廃棄物等の受入情報がCSV出力できること
6-2	帳表出力	推移表の作成	事業場毎に、毎月の搬入実績量の推移表が作成できること
7-1	請求処理	売上確定	排出事業者単位の取り決め単価(重量単価)に基づき、売上を確定できること
7-2	請求処理	売上確定	事業者単位・廃棄物単位、廃棄物重量単位(大口単価あり)などで単価設定できること
7-3	請求処理	売上確定	売上確定時に各単価変更可能とするが、変更したことがわかるように表示されること
7-4	請求処理	売上確定	大口先に対する割引設定が可能なこと。年数と搬入量により計算が可能なこと。
7-5	請求処理	納入通知書、明細書発行	納入通知書、明細書は排出事業者の発行区分(紙、メール・電子請求書)に従って区分けできること
7-6	請求処理	納入通知書、明細書発行	メール送付の場合、マスタにあるメール送付先にメールを容易に送付できる機能を有していること
7-7	請求処理	納入通知書、明細書発行	都度請求による請求書発行も可能なこと
7-8	請求処理	納入通知書、明細書発行	請求の名寄せができること(得意先マスタで得意先コードに請求先コードを持たせ集計可能なこと)
7-9	請求処理	納入通知書、明細書発行	請求書に前月残や当月明細、前月入金分などの表示が行えること
7-10	請求処理	請求書(メール発送)発行	請求書をPDFで出力し、メールにて送付できること(得意先マスタにあるメール送付先にメールを容易に送付できる機能を有していることが望ましい)
7-11	請求処理	請求書(メール発送)発行	請求書をPDFで出力し、排出事業者が確認できる仕組みを有していること
7-12	請求処理	入金処理(銀行振込)	入金処理ができること
7-13	請求処理	入金処理(銀行振込)	入金処理時に手数料を勘案した消し込みができること
7-14	請求処理	入金処理(銀行振込)	売上明細単位での消し込み機能があること(FBデータを用いて、半自動のマッチング機能が望ましい)
7-15	請求処理	入金処理(銀行振込)	入金リストが出力できること
7-16	請求処理	売掛管理	未入金一覧の確認ができること
7-17	請求処理	売掛管理	督促状の出力ができること

7-18	請求処理	売掛管理	長期未入金の得意先に対し、受入停止の処理ができること
7-19	請求処理	売掛管理	売掛年齢調べ帳の出力ができること(会計システム側でもよい)
7-20	請求処理	会計連携	売上・入金データを仕訳連携できること(現行会計システムはPCA 公益法人会計)